

令和6年度第10回 横浜市いじめ問題専門委員会	
日 時	令和7年1月16日(木) 議題(1) 18時から18時50分まで 議題(2) 18時55分から20時20分まで
場 所	市庁舎18階共用会議室みなと6・7
出席者	議題(1) 渥美義賢、石川由衣、石野百合子(遅参)、磯崎仁太郎、片山里美、蒲地啓子、栗山博史、毛塚衛、近藤昭一、清水尚子、高橋雄一、辻孝弘、平井美佳、堀恭子、守田洋 (15名) 議題(2) 渥美義賢、石川由衣、石野百合子、磯崎仁太郎、片山里美、蒲地啓子、栗山博史、毛塚衛、近藤昭一、清水尚子、高橋雄一、辻孝弘(途中退出)、平井美佳、堀恭子、守田洋 (15名)
欠席者	議題(1) なし 議題(2) なし
開催形態	議題(1) 公開 傍聴人：0人 報道関係：0人 議題(2) 非公開
議 題	(1) いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方の改定について【公開】 (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査等について【非公開】
議事及び 決定事項	審議にあたり、委員長が会議について、議題(1)の公開、議題(2)の非公開を確認した。 会議録の確認者を蒲地委員に決定した。 (1) いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方の改定について【公開】 各委員から意見が出され、2月の答申に向けてチームとして報告書を取りまとめることとした。 (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査等について【非公開】 ア 調査の状況について、共有した。 イ 調査の進め方等について、審議した。

1 開会

- ・審議にあたり、委員長が会議について、議題（１）の公開、議題（２）の非公開を確認した。
- ・会議録の確認者を蒲地委員に決定した。

2 審議

（栗山委員長）

- ・委員会の公開・非公開について、議題１は公開、議題２は横浜市の保有する情報の公開に関する条例に規定する不開示情報に該当するため非公開を確認。
- ・会議録確認者を蒲地委員に決定。
- ・議題１「いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方の改定について」、11月の専門委員会での諮問後、近藤副委員長、毛塚委員、辻委員と私の４名で検討してきた原案が、お配りしている答申の暫定版。まずは検討チームの毛塚委員から説明。

（毛塚委員）

- ・資料１。目次は「はじめに」「いじめ重大事態に関する調査結果の公表について」「公表の方法」「公表の手順等」「事案を集約した形式での公表」「調査結果の公表に際した個人情報保護について」という６項目立て。「はじめに」は、公表ガイドラインを改定したものを作る必要性が書いてある。次のページ（１）公表について。公表についての定義づけをしている。次にイ公表の意義。どういう意義があるのかを３つ挙げた上で、４ページから５ページにかけて詳細が書いてある。５ページ、ウ公表の位置づけ。公表といじめ防止対策推進法との位置づけを検討したもの。今までの方向性と少し変わるのが最後の段落、６ページ目の（２）の上。本委員会としても、公表はあくまでいじめ防止対策推進法の目的を実現するための手段の１つに過ぎないという前提のもと、調査報告書の公表の必要性・相当性については個別の判断をするというのが大きな流れ。なぜ全件公表ではなくて、個別の判断をするのかについて、公表を前提とすることの弊害として、対象児童生徒・保護者が抵抗感を示すこと。関係児童生徒や保護者が調査に協力してくれなくなる等、想定される弊害としてア、イ、ウで記載。９ページ、３公表の方法。今まで公表版は事務局が主体で作っていたが、事務局主体で公表版を作ること、市民、国民にきちんと伝わるのか、というところから、今回、公表版を大きく変えていく方向性。（１）公表版による公表。今まで作っていた公表版ではなく、黒塗りの原案を基本的には出

すので、文をつないだり、公表できない部分を消したりする事務局の手は加わらない。全体を出して、本当に出せないところは黒塗りにするのが、公表版による公表。(2)編集版による公表。公表版の公表は30、40ページある。それを全員読むか、どこが重要なのか読み手が分かるか、というところから、委員会が明確にこの部分を読んでほしいということを伝えられるように、編集版を作った上で公表するのがこの編集版。これは11ページ(3)の上の直前の段落に、そこで上記のように、公表版とは異なり、本委員会が報告書の内容をもとにして、積極的に編集して作成する書面を編集版と定義し、例外的な位置付けではあるものの、本委員会の判断のもとで本委員会が主体となって作成する編集版をもって公表版に代えることも考えられるということで。ガイドライン上の公表版を横浜市いじめ問題専門委員会では、公表版の中に公表版と編集版を設ける。編集版はメッセージ性のあるものを委員会が作成し、公表版に代えて外に公表していく。この2つが公表版の2種類に代えた。11ページ以降は、公表する場合の関係者への意向確認。対象児童生徒、関係児童生徒、次のページのほかの児童生徒等の御意向確認についてそれぞれ書いた。13ページエ意向確認のための期間は主観を書いた。お話したとおり全件公表ではない形だと個別の公表の可否の判断が入る。その指針として14ページ(4)に書いてあるのは、こういうことだから、こういうことを指針にしていくことで具体的な判断指針は15ページ、16ページに書いた。同じページ4の直前に、なお、公表の判断については、各調査に関与した専門家が行うことを原則とし、各調査に関与した専門家において判断に困難をきたす事案については、同専門家の意見も踏まえつつ、本委員会が判断を行うものとするという形にした。これは学校主体調査等、この15人が関与しない場合にも、誰かしら関わっている弁護士や心理士がいるので、その人たちがこの指針に従って判断をする。ただ迷う場合は、本委員会に挙げてもらい、本委員会で判断するということが書いてある。16ページ4 公表の手順等。手順、時期、次のページの期間はあまり変えていない。今までどおりの6か月が基本。17ページ、5 事案を集約した形式での公表。先ほど公表版は、公表版と編集版の2本という話はしたが、公表版にしる編集版にしる個別公表するかは判断指針により判断し、結果、公表するメリットとデメリットの比較等の上で、公表しない判断となった場合、全体としては公表しなくとも、一部分を拾い上げ、何個かまとめて共通の課題として指摘されたものを公表する等、事案を集約する。個別のものが特定できない形、マスキングもない、そういった形でメッセージ性を持たせたものを作り、それを公表するのが

(1)の公表版でも編集版でもない方法。18ページ(2)。(1)を集約版としたが、これはもちろん個人特定されないし、多くの事案が混ざっているので、関係者の意向確認はしないと。19ページ(3)の公表の時期等は、公表版と違い、速やかに公表の準備をするのではなく、ある程度の件数を集めた上で、定期的な集約版を作り公表するという事で、2行目、前年度4月から3月分を同年度の上半期に公表することが望ましいとした。1年区切りで半年ぐらいかけてまとめて出すと。それを約半年掲載するとした。最後、19ページ、6調査結果の公表に際した個人情報保護について。アについてはガイドラインを引いているだけ。イについては情報公開条例との関係。開示請求というものがあり、基本的に情報公開条例では伏せてはいけない、出さなくてはならないものは、公表版でもマスキングしないで出すということを書いている。情報を外に公開するという同じ目的を持つため比較等を行うことになる。22ページ、ウの教育的配慮はそのまま。23ページからの具体的な論点について。基本的に従前のものを残しているところが多い。全体をとおしてトータル29ページ。

(栗山委員長)

質問意見を問わず御発言をいただきたい。

(磯崎委員)

23ページの上から8行目。「学齢期にいじめの問題があったとしても」は、高校生とかも「学齢期」という言葉でよかったか。私の認識だと小学生を指すような気がした。文面としては、18歳以下の未成年を指したかったのではないか。

(毛塚委員)

意図としては小中高を含むというほうがいいのではないかという趣旨で。

(磯崎委員)

後期学齢という言い方もあるのでいいとは思いますが。もう一点、17ページ(3)公表する期間。最後の段落「なお公表期間中であっても、対象児童生徒・保護者の公表に対する意向に変化が生じた場合」云々のこの文書。一旦公表に同意した人が「やはり、この内容を書き直してほしい」「これには納得しなかった」「意向が変わった」と言った場合に書き直しを求められるという事態があり得ないのかという。マスキングをすとか、掲載を取り下げるという意味で書いていると思うが、「ここにこういうふうにガイドラインに書いてあるので、書き換えが可能であるはずだ」という事態が十分にあり得るのではないかと思うが。この文章でそれが防げるのであれば問題ない。

(毛塚委員)

公表の状態の意向の変化のみを対象とさせているという理解。内容の変更やマスキング箇所を増やすというよりかは、ホームページに掲示している状態が、対象の人たちの何らかの事情で、またはこちら側の事情で継続すべきではないとなった時に、ホームページから下ろすかどうかという話に限定されるという理解。内容について変更を許すことは想定していない。(3)の表題が公表される期間という表題なので、基本期間に関しての意向以外は予定していないと思っているが。読み取られ方の問題であれば検討する。

(栗山委員長)

最後に「公表内容を一部変更」と書いてあるので、変更もあり得るという前提で書かれているのではないか。

(礒崎委員)

それだけ読むと「ここはもっとなんとかって書け」というのがあり得る。「中止する」でおしまいでいいのではないか。

(栗山委員長)

公表内容なので、公表する部分という意味だと思うが。

(近藤副委員長)

表現としては、部分という言葉を入れた方がいいかもしれない。中止だけではなく、公表する部分を変更するのだから。公表内容というと文言と取られかねない。「公表範囲」とか「公表部分を」と変更したらいかが。

(石野委員)

まさに「公表の範囲を」という言い方に変えたら解決するのではないか。

(栗山委員長)

では、ここは「公表範囲」という表現。ただ、例えば公表版の変更はマスキングをする場所を変えたり、さらに追加したりもあると思う。編集版の場合には、表現を変えるってこともあり得るのではないか。

(毛塚委員)

これを消してほしいとなれば、一部内容を変えたものをアップし直すことは想定される。

(栗山委員長)

なので、礒崎さんの御指摘は、それを根拠にして当事者の方が自由に内容を変えられるようになるのではないか、という話だと。基本的に公表に関しては様々な事情を考慮して判断して決定する話だとは思う。言ってきたからそのとおりにしなくてはならない話ではない。ただ、ガイドラインとしてそのように書いてあるとそう読めてしまうかもしれない。基本的に判断するのは、あくまでもこちら側、教育委員会側なので、あり得るかあり得ないかと

いう点でいうと、編集版の場合に表現を変えることもあり得るということで、あえて書いておくかどうか。

(磯崎委員)

主導権を誰が握っているかの記載がない。相手の代理人の方の「ここにこう書いてあるのに対応をしないのはおかしい」というのは表現を多く聞いた気がした。この表現ならばそれが防げるのかどうなのか

(栗山委員長)

チームで持ち帰る。最終決定権は当然委員会または専門委員会にある。誤解されないような表現に修正できるかどうかを検討する。その他。

(平井委員)

8 ページの上から 2 行目の「兄弟」。きょうだい、平仮名か兄弟姉妹と。ジェンダー平等推進の観点からはそれが望ましい。

(清水委員)

この公表のガイドラインが自分の中で整理ができていない。私たち専門委員会は教育長からの諮問によって調査をして、いじめの事実、教育委員会・学校の問題点、その改善策、再発防止策が、諮問の項目としては、基本だと思う。それを教育長に答申を上げて、その後、私たちの調査結果を市や教育委員会がどう受け止めて、どのように今の市政であるとか、学校の状況、いじめの状況を考えて、どう市民に広く伝えていくのかは市の責務。それを前提として今の話があるのであれば、私の意見は愚問だと思うが、例えば16ページの公表の判断。各調査に関与した専門家が行うことを原則として、そしてさらにこの本委員会が判断するということが明記されている。当該生徒や保護者、関係生徒、いろいろな状況の意向を受けて私たちが判断することに、何と言うか。公表は望ましくないという答申はできると思うが、公表する・しないの判断をするのは教育委員会、市政だと思う。私たちが判断する時に、市政や横浜市の状況を考えてとなると、市政を取り込んだ視点というふうには。それは望むところかもしれないが、そうすると教育委員会の諮問機関としての中立とか公平みたいなところに関わってくると考えると、市政の状況を加味した上でやることに疑問を感じる。もちろん横浜市から諮問を受けて、市政のために貢献できることが、こちらに求められることだが、公平性中立性のようなところと触れてくるような気がして。あくまでも私たちは調査。諮問にこれを公表するかしないかの判断が諮問内容に含まれてくるのか。今、公表版を報告書に忠実に作っていただいて、そこを今後、専門委員がやっていくことも含め、その辺の判断をこちらがするのか、教育委員会、市政がするのか、私の中で整理がついていない。その辺の整理がもうつい

ているのであれば教えていただきたい。

(栗山委員長)

3 ページの一番下のところに、学校の設置者及び学校は公表を通じて社会に対して事実関係を正確に伝える責任を負い、と書いてある。基本的には学校及び教育委員会が公表する。我々はあくまでも調査を行うのが本来の役割であって、公表するかどうかは、それを踏まえた市の責任という立て付けだということは、その通りだと思う。ただ、現実の問題として、公表も含めてどのようにするのかは、全国的にも調査委員会に設置者側が意見を求めて、それに対してこうしましょう、ああしましょうと。あるいは今回出ているマスキング版だけではなくて、編集版のようなものを作りましょう、みたいな形で社会にアピールする前提で作りましょう、とやっているところは結構ある。そこに関して第三者委員会がその判断に対して専門的に意見を述べて、それに従って行政が対応していくことは多々あると思う。確かに言われてみるとファジィな領域ではある。ただ、例えば当事者に対する説明を設置者から説明するとガイドラインに書いてあるが、実際、専門家が説明する場合もある。教育委員会が答申を受けたので、教育委員会が当事者の方に説明するということを書いてあるが、教育委員会がやると分かりにくいので、専門委員会が説明する形で対応することもある。役割でいうと確かにおっしゃるとおりだが、現実的にはそうになっていなかったりする。専門委員会がそれなりに意見を述べることもある中で、どうするのかは確かにあると思うが。そういう状況の中で、清水さんがおっしゃりたいのは、専門委員会があまり公表に対して意見を述べるということが公平性中立性との関係で良くないのではないかという趣旨か。

(清水委員)

整理ができていない状況ではあるのだが。そのファジィなところに、どこまで踏み込むのか。自分自身が手続きとかにすごくこだわる質なので、そこで止まっているのが正直なところ。意見としてこれが良いとか悪いとかではない状況。このガイドラインをこのいじめ問題専門委員会が出すからこそ、どこまでが専門委員として担っていくところなのかとか。例えばいじめ重大事態調査をやる・やらないというのは、現段階としては教育委員会かと思うが、今後、こちらが判断する流れもあるのかもしれない。その辺りと重なっていて、自分の中では。もう少し自分の中でも咀嚼したいと思う。

(近藤副委員長)

清水委員のおっしゃることは、すごく根幹に関わる重要な点だと思い至った。結局、行政文書の開示、公開を行うのは教育委員会、行政。公表にあた

り明確な根拠を客観的に示して、公表が適切だということを公平な立場に立つ第三者性のある委員会が意見を出す。それは行政としては、ないがしろにはできず、市民と客観的な立場に立ったという意味合いで、行政としてはそれを尊重していく流れ。確かに本委員会が編集版を作成し公表することは、一步踏み出しているような感じもある。あくまで行政文書の開示は行政が行うことで、そのやり方や視点や度合いについて、客観的に市民目線でオーソライズできる内容を出す。それに従って行いなさいというスタンス。それだけの話。

（石野委員）

確認だが、現在は基本、公表版は原則作成しているが、誰がどういう形で公表するかという判断の記載はないか。今回のところで改めて加筆している部分か。

（毛塚委員）

その過程の記載はなく、実態としては報告書が挙がり、その後委員会が公表するかしないかという判断は入っていない。それはガイドラインが公表を原則とすべきだという話なので、例外事情の検討まではしていないのではないか、とという理解。答申があがったら自動的に公表版の作成も始まる感じだと思うので、そこの可否の判断をしてなかったところに1個入れるみたいな話。そういう立て付けになっていたし、運用もそうなっていると思われる。

（栗山委員長）

基本的には14ページの冒頭のところに書いてあるが、公表をするか否かについては、学校の設置者及び学校として、事案の内容の重大性とか生徒の意向、保護者の意向とか、事案の様々な影響とかを考えて公表することが望ましい、とガイドラインに書いてある。基本的には学校及び設置者が公表するかどうかという点で言うと、それが主体であると。今回、諮問で求められているのは、望ましいと書いてあるが、どういう場合にどのようにすべきなのか、教委員会がどうするか、ぜひ専門委員会の意見を聞かせてほしいということで、今回お示ししようとしているということ。なので、近藤副委員長がおっしゃったように、基本的には我々の答申を踏まえて、教育委員会がそれを尊重して対応されていくけれども「いや、私たちはガイドラインに従わないぞ」と言うのであれば、それはそれで別に主体なので、できるかできないかで言えばできるんだと思う。ただ、諮問している以上は、答申に対して尊重されて対応されると思う。それとの関係でいうと、確かに編集版を私たちが作って、「ぜひ公表するという方法もあるんじゃないか」と御意見を述べて、それを尊重して公表するのは、マスキングを公表するのか、編集版

を公表するのかっていうのはあくまで、公表の主体としては横浜市だと思うが、そのプロセスの中で、編集版を作ること相互の了解があれば、それはあくまで横浜市としてやる話だと思う。専門委員会がまとめた文書で公表するというやり方を横浜市として取るのということなので。最終的な決定権が横浜市にある以上は、それはあり得ると思う。ただ、きちんと区分けはしておく必要があると思う。事務局でその点に関して御意見とかは。

(事務局)

清水委員からお話があった16ページの部分で、判断そのものを専門委員会にさせていただくというよりは、判断の手前となる、どう考えるべきとか、公表に関しての公表の可否の意見とか、そういったものを答申に添えていただくような形で。我々はそれを尊重して、公表を担うという形での線引きかなとお聞きしてて思った。

(毛塚委員)

事務局とほぼ同じで、判断するというのは書きすぎで。マスキング版で公表するという意見を付すとか、編集版を作って、編集版でやるべきという意見を付して、場合によっては、概念的には教育委員会が「これはマスキングでいく」という判断をするってということもあり得る話。

(事務局)

実務としてあり得るかは置いておとくとして、概念的には。

(毛塚委員)

だから概念的には作り損になることもある。最終的にどちらで公表するのか、またはしないのかは、専門委員会の意見を聞いた上で、判断は教育委員会がする形にする。こういう判断を専門委員会はするのはするけど、最終的な決定権限は専門委員会ではないという形にする話と理解した。

(栗山委員長)

現実問題としては、教育委員会は専門委員会の言う通りやっていくと思うので、書き方の問題として、どう整理するかだと思う。貴重な御指摘を踏まえて、その辺の表現を誤解がないように整理したいと思う。

(近藤副委員長)

結局11ページの編集版による公表の「主体となって作成します」というところと、16ページのところ。ここの表現を要するに行政に対して、それが適切だということを言う。こういうやり方がよろしいということを第三者機関として言う、という側面を出す表現にすれば。

(栗山委員長)

表現方法を考えてみたいと思う。他に御質問御意見。公表するかしないか

	のところの一番大きな分かれ目は、15ページ16ページあたりのところ。基準を作って、今までは公表をほぼ原則でやってきたところを、これからは個別具体的な状況をしっかり考えて判断をする形になる。そういう方向性自体は特に御異存はないか。今までとにかく全て公表する前提でやってきたので、調査そのものに対して消極的になる方もいらっしゃった状況の中で、それは良くないので。最終的には、もちろん意向が全てではないが、そういったものを尊重しながら、最終的なところでしっかり判断をして、不都合がある場合には公表しない選択もしっかりしていくという形になるので、そういう方向性の中で御理解をいただければと思う。もし、他に御意見がなければ、今日の御意見を踏まえ、チームで引き続き検討する。基本的な方向性として御理解いただいたということであれば、表現の問題かと思うので、よろしければ、チームにお任せいただき、最後は正副委員長で判断をして、答申をさせていただくこともあり得るが、その点も含めて進め方に関して御了承いただいたということによろしいか。はい。今日の御意見を踏まえ、さらに修正作業をして、最終的にはまとめて、答申をさせていただく方向に進めたいと思う。貴重な御意見ありがとうございました。 (2) いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査等について【非公開】 <終了>
資 料	【議題1（公開）】 ・資料1：公表ガイドライン（答申暫定版）
特記事項	